

[ちくほう 地域研究]

「筑豊と生活保護」

—生き直し、やり直しを後押しする
生活保護の現場から—

筑豊地域研究会会員

嘉麻市職員 金原 憲子

1. はじめに
2. 筑豊のイメージから
3. 自己紹介
4. 旧山田市の生活保護
5. 筑豊の現状
6. 生活保護とは
7. 地区担当員（地区現業員）
 Ⅱケースワーカー（CW）の仕事
8. 現在にも引き継がれる高い保護率の要因
9. 合併事務を通して見えたもの
10. 「自律」がひらく未来
11. おわりに

1. はじめに

私は旧山田市職員として生活保護の現業員（ケースワーカー、以下CW）を六年経験した。市民はみな筑豊地域の生活保護率が高いことを承知している。それも県のみならず、全国的にみて高率であることを。原因は？なぜ高いままなの？実は私も、疑問を抱きながら漠然と日々を過ごしてきた。

合併（注1）という大事業に直面した時は、旧三町（旧稲築町・碓井町・嘉穂町）の生活保護事務を福岡県からスムーズに移管できるよう、一年間をかけて新市の保護課の体制をハード、ソフト両面から整えてきた。これにより、山田という狭い地域から旧三町を含めた広域的な範囲について思考をめぐらせるようになった。同じ作業をしていた新しい飯塚市の様子も垣間見た。

筑豊地域は、炭鉱の歴史と生活保護を抜きにして語ることは出来ない。現場から住民の生活を見据え、息遣いを感じつつ、暮らしを支えている生活保護を改めて考えてみたい。

（注1）一市三町の市町合併。山田市・稲築町・

碓井町・嘉穂町

二〇〇六年（平成十八年）三月二十七日

2. 筑豊のイメージから

筑豊のイメージが高感度（好感度）と知っている人ははたしてどれくらいいるだろうか。随分と前になるが、車のナンバープレートが福岡から筑豊に変更されたとき、抵抗感を持ったのは私だけ

ではない。あの当時、筑豊から買物で福岡市天神へ出かける際に恥ずかしい思いでハンドル握ったことを記憶している。筑豊ナンバーを恐れて周囲が道をよけてくれる、といまだに話している私たちがいる。

詳しくは後段で触れるけれども、私は生活保護の担当CW異動の以前の職場は人事秘書課であった。当時の旧山田市には記者控え室がなかったため、市長や助役への取材の待ち合い場所には人事秘書課が使用され、記者さんたちは私たちの机の前の応接椅子に腰をかけ、課内の職員と市、庁内の出来事についてのやりとりが盛んだった。

春先の担当記者の異動挨拶でよく耳にしていたのは、実際に筑豊へ足を踏み入れると、赴任する前のイメージとは違うということであった。炭鉱でにぎわっていた当時、全国からの流入者を受け入れた土壌からか、人間的にも開放的で明るく世話好きが多い。しかし、なぜか、筑豊には一部ではあるが、新聞紙上をにぎわす暗い事件、事故のイメージが多かったためそれを払拭できず、企業の進出話が頓挫した、というようなことはよく耳にしていた。

地域イメージは、具体的なものではないため、一朝一夕には変えられない。筑豊人も、各自自治体の職員もどこか諦め、冷め、どうせ、いくらしても…と沈滞ムードが漂う。探せばたくさんのお宝があるのに宝を磨こうとしないという趣旨の言葉を言い残して去っていった記者さんたち。今になってそのことをかみ締めて考えたことは、良いものをよいということを発信する力を、私たちはどこかに置き忘れていなかったか、ということだ

ある。発信する力を失わせた一つに、筑豊の根深い貧困問題があると私は考える。

昨年の全国福祉事務所長会議での基調講演、「現代の貧困について」の講師、岩田正美氏（日本女子大学教授）によると、貧困が慢性化して固定化すると、お金がないことだけでなく、その周辺に次のようなことが付随してくる。

- ① 社会関係からの排除（社会的排除）⇨人は社会の中に参加して生きており、その参加形態は多様。しかし、遮断されて参加出来なかつたり、自分から参加を拒んだりする。
- ② パワースレス・ボイスレス⇨貧困が慢性化する、権限の行使や決定に参加しにくくなる。
- ③ 恥・自己評価の低さ⇨貧困自体を自分の失敗、恥であると考え、自己評価が低くなりがち。
- ④ 非難・軽蔑⇨社会の側は貧困者に対して個人の努力不足という考えを持ちやすく、その考えを持って持つほど態度が大きくなる。

この指摘は、今日の筑豊と重なりあっているようにでならない。しかも、四つは非常に関連しあっている。筑豊の生活保護率が群を抜いて高いことは誰もが承知している。お金がないこと（貧困）を我々が抱き続けるマイナスイメージに置き換えて考えたとき、マイナスイメージが固定化すると社会から排除され、ますます力が消滅し、我々もそれを恥として自己評価が低くなっていき、社会から軽蔑され、悪循環をたどっていく。

「お金がない」ことは生活困窮者に限ったことではなく、筑豊の自治体に置き換えてもよいし、一人当たりの所得が低いこの地域に置き換えてもよい。

筑豊地域は市町村民所得が低く（資料①）自治体の財政力指数もワーストの部類だ。自治体も中小企業、商店も市民それぞれにお金がないことを、心の片隅にでも個人の自己責任、努力不足として、非難、軽蔑していくなら、本当に筑豊地域

は負のイメージから脱却できないのではと危惧する。

貧困者の中には客観的にみて、本人の努力不足といわれてもいたし方ない場合もあるし、また、生活保護制度を利用して就労収入を過少に申告し、保護費を不正に受給するといった事案もあとを絶たない。こういう生活保護をめぐる暗い話題は事欠かないが、ただ、これは筑豊地域に限った話ではない。

私たちは社会福祉サービス受給者をマイナスイメージで捉えてはいないか。私たちのどこかで障がいを抱えた人や生活保護受給者、いわゆる弱い立場に置かれた人々を「生産性が低く、経済効率が悪い」と社会の主流から除外し嫌悪していかないか。今は元気で介護が必要な状態でもなくとも、加齢とともに支援が必要な状態がいつか訪れるであろうし、現在は余裕のある生活をしている人も長い人生の間に予期せぬ出来事が生じ、いつ生活困窮に陥るとも限らない。

このことを、仕事を通してひしひしと感じる私は、生活保護をマイナスのイメージでのみ捉えていることを問題にしたい。確かに保護率が高いとそれだけ市の財政を圧迫しているが、そのマイナスイメージが生活保護を所管する福祉事務所に対するイメージにも連鎖していくことが私は悲しい。負の連鎖は、先に述べた悪循環にも通じることがだが、生活保護の世代間連鎖にも言える。筑豊の再生にはこの二つ連鎖を断ち切ることが早道であり、真の地域づくりだと思っている。

〈資料=1〉
人口1人当り市町村民所得
(平成17年度末現在の市町村で表章しています)

市町村名		17年度 (単位 千円)
県 平均		2,661
市部平均		2,701
郡部平均		2,439
1	苅田町	3,942
2	吉富町	3,358
3	新宮町	3,053
34	飯塚市	2,410
39	直方市	2,363
41	宮若市	2,351
45	鞍手町	2,253
49	田川市	2,191
51	小竹町	2,143
54	桂川町	2,100
58	香春町	1,999
61	嘉麻市	1,913
62	添田町	1,896
65	赤 村	1,856
66	福智町	1,838
67	大任町	1,795
68	糸田町	1,766
69	川崎町	1,591

※福岡データウェブ市町村経済計算から引用

3. 自己紹介

私は、一九八五年（昭和六十年）八月、旧山田市職員に採用され、合併を経て嘉麻市福祉事務所保護課に勤務している。採用後は税務課の窓口業務を2年弱行い、税の証明書等の発行や申告の受付等も担当してきた。その後、人事秘書課へ異動となり、C Wになるまでの十年間、二代の市長（注2）に仕えた。その二代の市長は、それぞれ個性は異なっていたが、「まちづくりはひとづくりから」と人材発掘・研鑽・交流等に情熱を傾けた。

その姿を傍らで見守り接しながら、まちは市長一人で作るものではなく、市民と職員のパートナーシップで築き上げるもの。それに参画するには、自分のフィールド、自分が語れる現場をもって地域を理解し、まちづくりへ参画する資格を得るのではないか。まちづくりに関する本や講演会で勉強しまちづくりを語っても、実践が伴っていないればただの絵空事で終わってしまう。自分が住んでいる地域のことを知るにはどうすればよいのか……と、もがいている私があった。

一方、春の人事異動の頃になると、上司が女性の異動先に頭を悩ませていた。旧山田市は保護率の高い自治体だったため、福祉事務所の生活保護の人員配置比重は大きく、男性職員が占めていた。保護の現場は従来、男性C Wしか勤まらないという誤った認識があった。3 K職場の代名詞のように扱われていたからだ。つまり、危険で汚く、きつい職場である。そういう現場に女性が勤まるわけがないと考えられていたフシがある。私は、みんなが尻ごみする職場に動こう、それは女性の職域拡大にもつながるはず、と考えた。

もうひとつ理由があった。先に触れたマイナス

イメージにもつながることだが、福祉事務所へ異動になると「左遷された」というイメージを誰もが持つてしまうことであった。これは職員の士気、モチベーションに重要な影響を及ぼす。市民のみならず、職員が福祉事務所に抱く負のイメージを払拭せずして、市民の福祉の増進、適正保護はあり得ないし、ひいてはまちづくりにもマイナスだ。福祉事務所への異動発令をプラスイメージにする試みで自分に来ることは、人事秘書課の私が率先して福祉事務所へ異動することであった。

当時の助役（注3）は、周囲の心配をよそに現場を学びたいという私の思いを後押ししてくれた。助役の言葉は「C Wになれば山田市民の現実を肌で感じ取れる。行政マンとして多角的な視点を持つこともできて、人間的に幅が広がり勉強になる」というものであった。助役も県職員として駆け出しのころは嘉徳福祉事務所のC W経験者であった。

（注2）松岡正文市長（在任期間 昭和六十年十

二月二十二日〜平成五年十二月二十一日）

故武信弘隆市長（在任期間 平成五年十二月二十二日〜平成十三年七月二日）

（注3）中村仁彦助役（平成六年度・七年度・八

年度）現在、福岡県企画振興部総合政策課長

4. 旧山田市の生活保護

旧山田市は昭和二十九年（一九五四年）に市制を施行している。当時の生活保護の状況はどうだったのだろうか。『山田市誌』（注4）の「第二章 社会福祉行政の第二節 生活保護」を開いてみた。

「本市では、昭和二十九年四月一日の市制施行に伴い、県嘉徳福祉事務所より、保護世帯ケースの移管を受け、山田市福祉事務所が発足した。この時、保護世帯一六二、保護人員三八六、保護率一九・九パーセントで地区民生委員と連携し協力を得て、保護の実施にあたって来た」とある。嘉麻市誕生に伴う合併事務を行ってきた私の前にも先輩たちが、同じような仕事をやり遂げていたのである。

わずかではあるが、当時の状況が次のように凝縮して書かれていた。

「当時は筑豊における炭都として、市内に大小二十三に及ぶ炭鉱が操業していたが、エネルギー転換政策により炭鉱の閉廃山による若年労働者の県外流出が相つぎ、失業者の増大並びに滞留がこり、生活保護者の増加が急カーブをえがき現在に至っている」

では、市制施行前の山田町時代はどうだったであろう。『山田市誌』（注5）の「民生篇（一）生活保護」によると、

「本町は寄留者が大部分であり炭都として転々移動する稼働者が半永久的に居住して其の日その日の生活に追われ、且つ環境性が非衛生的であるために、生活保護者は従来は相当数に上って居たが、戦後の社会情勢は更に生活困窮者の数を増加

させ且つ困窮程度を深刻なものとした」とある。
 そして、次のページには「昭和二十五年生活保護費支出確定額」の一覧表が掲載され、表の下部の注釈が興味深かった。

(1) 生活扶助は部落（筆者注・「集落」の意味と思われる）側に多く医療扶助は比較的炭鉱側に多い

(2) 部落（筆者注・同）側よりの生活扶助者八〇%までは殆ど入寄留者で本籍地と音信不通者や炭都の特異性から単身の高齢者が多い

(3) 医療扶助は炭坑側に多いのは空気の汚濁や過労や不養生に依ることが重なる（筆者注・「主な」の意味と思われる）原因と思はれる

特に(2)(3)については、旧山田市での担当だった頃のケース台帳に時おり目にした内容だ。現行法は昭和二十五年（一九五〇年）五月施行であるが、終戦後の昭和二十一年（一九四六年）十月施行、旧生活保護法下での『山田町誌』の年次生活扶助状況には、

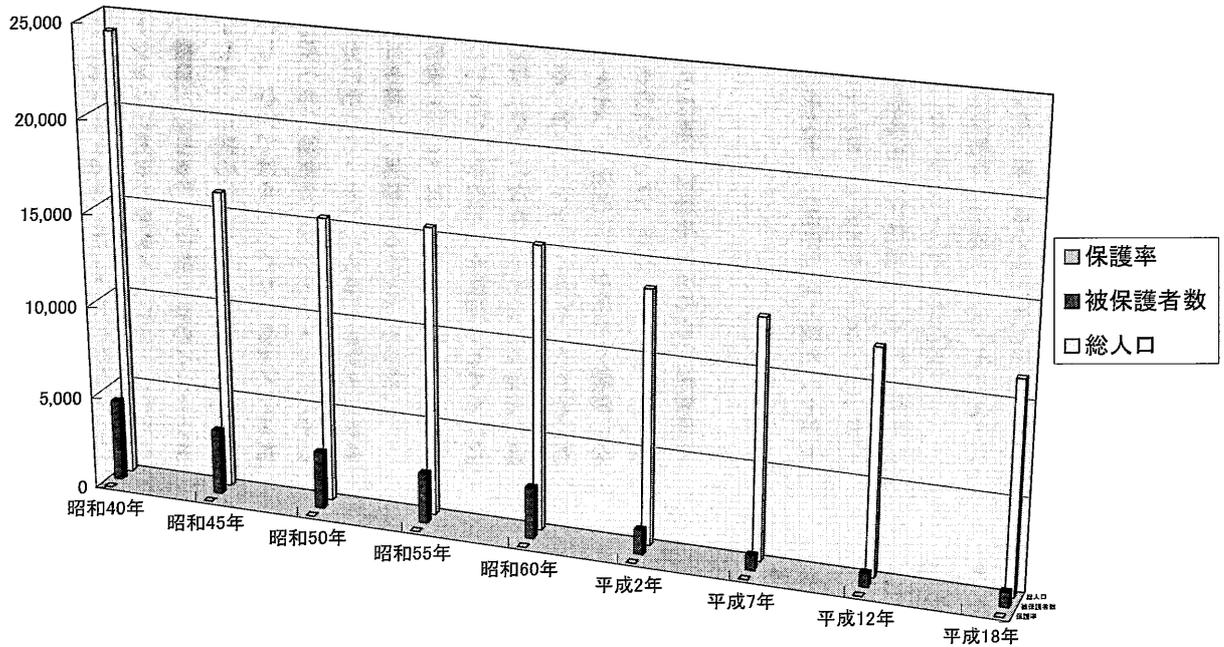
「施行一年後昭和二十二年は最大の扶助数を示しておるが、昭和二十三年は進駐軍の保護刷新によって急激に其の数が減少し、且つ生活保護が科学的に取り扱われる様になって其の決定には慎重を期し扶助数は減退したが（以下略）」とあった。

「科学的に取り扱われる」とは、「客観的に調査する」ということだろうか。

『山田町誌』の生活保護の最後の段に、締めくくりにしてこうあった。

「由来本町が他の農村に比して生活保護法による被保護者の多いことは炭鉱町のしからしむる所で、移動性に富んだ労働者が多く、其の日その日

で、移動性に富んだ労働者が多く、其の日その日



	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成18年
保護率	182.5%	217.8%	201.0%	175.8%	181.6%	96.8%	62.7%	61.0%	70.8%
被保護者数	4,380	3,497	3,081	2,721	2,761	1,317	806	735	802
総人口	24,000	16,057	15,327	15,476	15,204	13,609	12,862	12,046	11,321

(注) 「福岡県の生活保護」に記載されたものを引用した。昭和39年度以前の保護率や被保護人員を完全に記載した文献はない。平成18年は2月の数字を引用した。

〈資料＝2〉山田市（総人口・保護率）被保護者数の推移表（昭和40年～平成18年）

の生活を営むという有様で、中には子なく周辺の生活に困窮する者など炭都の特異性が濃厚にあらわれている。又生活扶助を受ける者の職業の傾向を見ると、第一が日雇労働者が断然多く、商業や農業従事者はきわめて稀である。」

このことは、今に通じていると思う。雇用の調整弁として、パートや契約がもてはやされ、結果的に景気が後退すると派遣は切られ、契約は更新されず、会社の寮からも追い出され路頭に迷う労働者がいる。その一方では、フリーターがあたかも一つの職業のように扱われ、定職につかない若者ではなく、定職につけなくなる若者たちがいる。時代が変わり、職業や仕事の中身等取り巻く環境は異なっても、いつの時代にも、市民の営み、生活は変わらず普遍なのだ。

『山田町誌』にある、「商業、農業従事者の保護受給者は稀である」というくだりは、旧山田市時代の担当の頃から感じていた。山田は狭いところだが、農村部と商業等で生計を立てている町部分は、確かに保護率は低い。このことは、合併後の嘉麻市、飯塚市にもあえて旧町名は記載しないが通じることである。

旧山田市の人口、保護率変遷はグラフを見ていただきたい。(資料Ⅱ2)

(注4) 昭和六十一年(一九八六年)三月三十一

日発行 市制三十周年記念編さん 山田市

誌編さん委員会 発行者 山田市

(注5) 昭和二十八年(一九五三年)二月十五日

発行 町制二十五周年記念 編纂者 福岡

県嘉穂郡山田町 町誌編纂委員会 松岡

治郎 発行者 福岡県嘉穂郡山田町 町誌
編纂委員会

5. 筑豊の現状―生活保護速報から

筑豊地域の生活保護の現状を、わかりやすく説明できるものは、添付資料の福岡県福祉労働部保護・援護課編纂「生活保護速報」である。

二〇〇九年一月二十四日現在、最新の速報値は二〇〇八年(平成二十年)十月分(資料Ⅱ3)で、生活保護受給世帯数、その人員、保護率(注6)保護費総額、介護報酬決定額、生活保護診療報酬決定額等が記載されている。政令市を含む県内の福祉事務所の最新の生活保護に関する数値が一目瞭然だ。いかに筑豊地域が突出しているかがわかる。

政令市を含む県内保護世帯、六九、二二四世帯のうち約二四％は筑豊地域が占め、人員の占める割合もほぼ同じである。保護費総額、県合計、約一四六億三七〇〇万円の二一％、約三十一億一六〇〇万円が筑豊地域で生活扶助や医療、扶助、教育扶助等として支給されている。念を押しておくたいのは、一年間の合計ではなく、一か月分である。

この速報は、月ごとの各福祉事務所の数値を積み上げており、マスコミが「世界的な景気の後退で生活保護の申請件数が増加傾向にあり、生活保護の受給者が増大し社会保障費が……」と報じる基礎データにもなっている。保護率に目を転じていただきたい。景気後退を背景に、筑豊地域に限らず、県内の保護率は上昇している。

私が旧山田市で生活保護担当だった十一年前の一九九八年(平成十年)(資料Ⅱ4)と比較して大きな違いは、平成十二年に介護保険法が施行されたので、十一年前の速報値には介護扶助人員欄がなく、生活保護介護報酬決定額も当然ないことである。生活に関連する法、制度が一つ施行されるだけで保護費総額にも影響してくる。

介護保険法施行で、介護の必要がある限り生活保護受給者は、介護扶助により在宅であれ、施設であれ、介護サービスを利用でき、かつ、事業者は介護報酬を受け取る。ちなみに、筑豊地域は介護のサービス提供事業所が少なくない。

後述する管内人口の資料によると、筑豊地域の老齢人口比率は県内一％だが、福岡県介護保険課の毎月更新される事業所一覧の資料によると(平成二十一年二月一日現在)事業所の占める比率は、県内三二九四事業所のうち一五％を上回る五百十事業所が筑豊にはある。高齢化率は高くとも、高齢人口は少ないのに、介護サービス提供事業者が目立つということは、保護需要と関連しているのではないかと考える。

十年前まで、筑豊は土木建設の公共事業がまちを潤していたが、石炭六法が失効し、かなりの土建業が看板を下ろした今日、介護のサービス提供事業所という雇用場があることは地域として歓迎すべきことである。サービス提供事業者の多さは、生活保護受給者に限らず介護が必要となったとき、選択の幅があつて、事業者同士の競争原理も働き、ひいては利用する本人のみならず、家族も安心できるプラスの材料である。

同様に、この地域は精神科病院がかなりあり、

〈資料＝3〉生活保護速報

平成20年10月
福岡県福祉労働部保護・援護課

福祉保健事務	社名・環境名	被保世帯数 (世帯)	被保人員数 (人)	保護率 (%)	介護扶助人員			医療扶助人員			開廃状況		保護費総額 (千円)	生活保護報酬額 (再掲)(千円)
					総数 (人)	施設 (人)	居宅 (人)	総数 (人)	入院 (人)	入院外 (人)	開世 (世帯)	廃止 (世帯)		
大牟田市		2,835	3,962	31.0	417	68	349	3,702	583	3,119	17	20	583,453	6,709
直方市		1,061	1,484	25.9	225	39	186	1,353	132	1,221	13	3	202,396	3,445
飯塚市		4,152	6,312	47.7	742	140	602	4,809	454	4,355	30	24	780,593	13,762
田川市		1,762	2,508	49.6	472	51	421	2,196	221	1,975	12	12	329,700	7,705
柳川市		623	978	13.4	111	32	79	756	101	655	2	4	123,977	2,932
八女市		234	309	7.3	54	9	45	234	37	197	3	3	50,690	1,417
筑後市		140	178	3.7	28	8	20	153	28	125	3	2	31,166	898
大川市		194	266	6.9	41	12	29	214	27	187	1	3	41,257	1,854
行橋市		1,013	1,388	19.8	159	42	117	1,194	104	1,090	8	6	198,991	2,820
豊前市		178	235	8.5	25	7	18	202	40	162	2	2	34,943	515
中間市		990	1,447	31.7	146	26	120	1,329	122	1,207	8	4	186,472	2,119
小郡市		115	145	2.5	14	10	4	110	35	75	5	0	24,097	533
筑紫野市		696	997	10.1	49	17	32	728	82	646	8	6	138,367	3,763
春日市		628	1,001	9.3	98	15	83	816	84	732	9	15	139,764	2,061
大野城市		621	920	9.8	81	28	53	662	75	587	9	9	118,579	3,504
宗像市		523	740	7.8	57	21	36	645	82	563	6	6	115,287	1,513
太宰府市		277	367	5.4	51	19	32	301	36	265	3	4	56,699	2,437
前原市		318	436	6.4	39	20	19	374	80	294	6	3	75,744	1,070
古賀市		395	579	10.2	60	14	46	509	70	439	7	3	75,364	1,284
福津市		352	531	9.6	44	11	33	427	76	351	4	5	83,559	840
うきは市		247	383	11.8	25	7	18	315	44	271	1	2	48,222	588
官若市		837	1,205	39.2	241	26	215	1,093	148	945	7	5	170,542	4,124
朝倉市		313	465	8.0	59	33	26	399	57	342	4	1	71,458	1,603
嘉麻市		1,806	2,833	63.5	401	84	317	2,547	486	2,061	18	16	342,144	6,361
みやま市		289	409	9.7	44	15	29	344	70	274	0	1	59,452	886
市部		20,599	30,078	18.5	3,683	754	2,929	25,412	3,274	22,138	186	159	4,082,914	74,744
筑紫		280	511	10.6	43	5	38	457	31	426	0	3	67,415	1,005
粕屋		2,149	3,401	16.3	340	92	248	3,103	292	2,811	30	16	484,293	9,557
朝倉		138	218	6.8	25	9	16	178	16	162	2	0	27,937	225
糸島		170	255	8.3	41	23	18	221	36	185	6	3	36,560	1,283
遠賀		1,788	2,674	27.5	279	38	241	2,429	201	2,228	16	8	365,345	4,824
鞍手		817	1,193	44.6	145	22	123	1,065	64	1,001	7	7	160,628	2,963
嘉穂		377	573	40.4	66	13	53	497	39	458	2	4	73,190	1,582
田川		5,865	9,508	108.7	1,649	196	1,453	8,258	435	7,823	41	31	1,056,876	28,429
久留米		86	139	4.7	15	5	10	118	15	103	3	0	18,042	466
八女		302	425	8.6	63	12	51	379	50	329	7	2	66,052	1,419
京築		1,377	2,201	23.9	228	51	177	2,013	152	1,861	13	8	262,596	4,400
郡部		13,349	21,098	29.4	2,894	466	2,428	18,718	1,331	17,387	127	82	2,618,934	56,152
福岡県		33,948	51,176	21.9	6,577	1,220	5,357	44,130	4,605	39,525	313	241	6,701,848	130,895
北九州市		12,144	15,551	15.8	2,991	431	2,560	13,690	1,464	12,226	167	104	2,657,091	45,112
福岡市		20,170	28,796	20.2	3,460	543	2,917	23,122	2,159	20,963	374	245	4,589,010	80,473
久留米市		2,962	4,081	13.4	608	74	534	3,549	384	3,165	36	19	689,405	17,733
政令市含む計		69,224	99,604	19.7	13,636	2,268	11,368	84,491	8,612	75,879	890	609	14,637,354	274,213
全国(H20年5月)		1,124,855	1,560,990	12.2	191,121	37,193	153,928	1,264,629	125,132	1,139,497	17,684	14,009	219,703,501	4,496,454

【資料】

福祉行政報告例
全国生活保護速報
生活保護費経理状況報告書
生活保護費介護報酬決定書

注1. 保護率 = $\frac{\text{被保護人員}}{\text{全人口}} \times 1,000$

注2. 保護率算出の人口は平成19年10月1日現在の福岡県人口推計

注3. 生活保護介護報酬決定額は8月給付10月決定分

注4. 保護費総額は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助(基金払い含む)、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、施設事務費の合計額

注5. 「生活保護介護報酬決定額」欄の全国データは介護扶助費総額を、計上。

世帯類型	福岡県世帯	構成比(%)
高齢世帯	15,344	45.3
母子世帯	2,884	8.5
障害世帯	2,931	8.7
傷病世帯	7,381	21.8
その他の世帯	5,325	15.7
計	33,865	100.0

〈資料=4〉 生活保護速報
平成10年11月
福岡県保健福祉部監査保護課

福祉名	世帯数	被保護者数(世帯)	被保護者数(人)	保護率(%)	保護費総額(千円)
大牟田市	2,286	1,323	3,359	23.5	517,702
久留米市	1,885	885	1,813	7.7	301,061
直方市	1,802	1,802	1,360	22.3	201,100
飯塚市	1,179	1,179	2,806	34.1	392,484
田川市	146	146	1,663	29.8	269,230
柳川市	496	496	230	5.4	35,059
山田市	97	97	737	60.0	105,932
甘木市	97	97	135	3.2	21,410
八女市	133	133	137	3.4	21,679
筑後市	138	138	188	4.1	35,111
大川市	800	800	222	5.2	29,389
行橋市	190	190	1,281	18.6	181,149
豊前市	851	851	239	8.1	45,118
中間市	100	100	1,407	28.7	181,055
小郡市	374	374	154	2.9	23,236
筑紫野市	384	384	583	6.7	85,891
春日市	379	379	676	6.7	88,321
大野城市	310	310	737	6.9	90,872
宗像市	204	204	461	5.8	70,837
太宰府市	232	232	282	4.3	42,029
前原市	271	271	340	5.6	69,908
古賀市	271	271	419	7.8	59,885
市部	12,677	12,677	19,086	12.4	2,868,459
福岡県	27,567	27,567	43,840	16.5	6,119,175
北九州市	10,170	10,170	13,385	13.2	2,463,311
福岡市	13,126	13,126	19,732	15.1	3,257,940
政令市含む計	50,863	50,863	76,957	15.5	11,840,426
全国(H10年3月)	644,605	644,605	924,345	7.3	152,348,248

ベッド数も人口比率からすると多い。産業構造の変化や人間関係の変化からうつ病や、気分変動症等精神的疾患が増えるなか、また、加齢とともに認知症が出現し、介護者の家族も疲れ果てる時、地域のなかに相談できる精神科病院が多数あることも安心材料である。

高い保護需要と介護サービス提供事業者、精神科疾患ベッド数の相関関係については、今後の私の研究課題として、これらをどう地域内外で活かすかは見落とすべきではない。

(注6) 保護率 = 被保護人員 ÷ 全人口 × 1000% (パーミル)

(お断り) (資料II 3・4) 生活保護速報については、紙面の都合上、一部省略させていただきます。

6. 生活保護とは

私たちは日々の暮らしの中で、さまざまな事情により生活が困窮する場合があります。こうしたとき国や地方公共団体が生活を援助する仕組みを公的扶助といい、わが国では公的責任で最低限度の生活を保障する生活保護制度が社会保障の「最後のセーフティネット」といわれ、社会保障の中でも最も基本的な制度である。

「最後」というのは、生活保護法は他法優先、つまり、他の法律や制度、仕組み、また自分の所有するありとあらゆる資産や能力、扶養義務者からの援助、支援等を利用、活用し、それでもなお、生活に困窮する場合にはじめて法を利用、活用することができるといって、生活に困窮したからといって、すぐに保護費が支給されるものでもない。生活保護法の法律の目的は、憲法二十五条の具現化とされている。生活困窮者に等しく最低限度

の生活を保障し、自立を助長することを目的としている。

現行の生活保護制度は一九五〇年(昭和二十五年)に制定され、以来六十年近くが経過しようとしているが、これまで抜本的な法改正はなされていない。

少子高齢化現象の進行、人口減少社会の到来、家族のあり様や就業形態の多様化、格差の拡大等で、法そのものが時代の変化に対応出来ず制度疲労を起こしているだけでなく、市民の意識とも調和しない制度となっている。このため改革が必要な時期にきているとして、「新たなセーフティネットの提案」が各種機関で議論がされている。

その生活保護を担当する最前線の行政機関は、社会福祉法第十四条に規定される福祉事務所である。都道府県及び市は設置義務があり、町村はその判断で置くことができるとされ、全国で一、二三七ヶ所(注7)の福祉事務所が設置されている。市の福祉事務所の担当地域はその市内で、都道府県は福祉事務所を設置しない町村の区域でそれぞれを担当する。福祉事務所がない町村も生活保護の申請は受け付けている。つまり、市職員にはCWがいるけれども、町村職員にはおらず、都道府県職員が町村の生活保護法の被保護者(ケース)の担当を行っている。町村役場で生活保護の申請書を出せば、町村職員が都道府県の担当部署へ送付して、それに基づき都道府県の職員が現場に向きケースワークを行っている。

(注7) 平成二十年(二〇〇八年) 四月一日現在
 都道府県 228
 市(特別区含む) 989
 町村 20

7. 地区担当員Ⅱケースワーカー(CW)の仕事
 生活保護法は、「健康で文化的な最低生活の保障」と「自立の助長を図る」という二つの目的を有している。

具体的には、生活実態や実情に応じて保護費を支給する事務処理、世帯ごとの援助、支援計画や処遇方針に基づいた家庭訪問や関係先訪問調査、関係機関との連携を行いながら、世帯の自立に向けた援助、支援をするケースワークである。つまり、ケースワークをしながら、最低生活の保障をするという目的を同時進行で行なう。

もちろん、一つの世帯(ケース)にCWが一人ではなく、社会福祉法では設置主体の市のCW定数では被保護世帯八〇に一人のワーカーと定められている。(ちなみに郡部では六五世帯に一人となっている)。現在の嘉麻市では、九〇を越える世帯を担当するCWもいるが、平均で八〇前後を受け持っている。昨年、秋以降の景気後退により、相談、申請件数が上昇して受け持ち数は増加傾向にある。

経済給付事務だけでもケースごとに異なる。それは、世帯一つひとつ、それぞれに生活、命が二つと同じものはないからだ。誤りのないよう細心の注意を払う必要がある。加えてCWは、(現場に赴き)自立に向けたやりとりをする。

また、通常のケースワークをしながら、新規の相談に応じ、新規申請時の様々な調査も手掛け、援助、処遇、支援困難ケースとの激しいバトルもなくはない。それに、ケースごとに生活、命の営みがある。CWは他人の生老病苦に立ち会い、悲しみ、喜び、腹を立て、励まし、諭し寄り添っていく。

(赴く現場)のほんの数例を挙げてみる。身寄りのないケースだと、救急隊員から日頃の生活ぶり、慢性疾患がないか等の問い合わせが入って救急病院への同行を求められ、入院先の病院では、家族がいても非協力的な場合、CWが入院支度を整えなければならぬ。

家族から孤立し、一人で闘病生活を送っていた元暴力団組員のケースは、処遇困難であったが、担当員の私も一人で手術室に向かわせるのは気の毒に思い、手術室に入る前に声をかけに出向いたところが、思いもよらず本人から出た感謝の言葉に胸が詰まった。

退院間際のケースでは、生活保護からの自立の話で、今後の事務の流れを説明していたら、こちらの説明と本人の理解がかみ合わず、腹を立てた本人が、私の座っていた椅子の脚を足蹴りし驚いた。また、こんなこともあった。ホームレス状態となったケースの施設入所の健康診断に付き添った際は、予想外に本人の体調が悪く、入院治療をお願いに退院後の受け入れ先施設のパンフレットを持参し、「入院が社会的(長期)入院にはならないので」と頭を下げた。

二〇〇七年度(平成一九年度)生活保護担当CW全国研修会の講師、新保美香氏(明治学院大学

社会福祉学科准教授)はCWの役割を次のように語った。

① 大変さに関わる

CWが必要とされるのは、要保護者が自分自身では解決できない生活上の課題を抱えているときが多く、要保護者、被保護者の大変なときが私たちの出番。生活保護の仕事は大変だが、もともと、大変さに関わるが多い仕事である。

② 葛藤が生じやすい

CWは、保護の決定実施に関わる権限を行使し、ケースとの関係は保護費という金銭を間に挟んだ関係であり、どうしても葛藤が生じてしまう。

③ 結果が見えにくい

生身の人間が相手なので、関わりや援助の成果はすぐに表れず、CWが処遇方針を立てても、なかなか予定通りいかない。

④ CWの判断が問われる

他の部署に比べてCW自身の判断が求められる仕事だ。

生活保護に限らず、対人援助業務の現場(介護や保健、医療現場)はこのように、大変さに関わっても、なかなか結果が見えにくく、一人で抱え込み、バーンアウト(燃え尽き症候群)することがよくあると言われている。その上、待遇が悪いため介護の現場は慢性的な人手不足である。生活保護の現場にあつては、後ろ向き、負のイメージが付きまとい、3K職場の代名詞のように扱われる。金銭がからみ、神経を消耗するから職員が異動希望したがる。しかしながら、保護費Ⅱ生活費は、命をつなぎとめるもので、CWの仕事は

市民の生活を支え、命を支えるものである。だからこそ大変だけれども、大切な仕事なのだ。

CWは判断の根拠となる生活保護法による生活保護手帳はもちろんのこと、社会福祉に限らず労働、雇用、多重債務等に関わる法律や制度、仕組みを広く浅くではなく、ある程度深く知る必要がある。その上で、少しでもケースの自立につながるようあらゆる制度、仕組みを活用できる柔軟性と専門性、それに裏打ちされた判断が求められる。その世帯のことを一番理解しているのは、福祉事務所長でも査察指導員(係長職)でもなく担当CWだ。

それだけにCWが、世帯、ケースを「どのよう
に支援したいのか」が明確でなければ法的根拠も
宙に浮く場合がある。一般的には、法的根拠と処
遇は表裏一体であるが、法や制度ばかり前面に押し出して、生身の人間相手の仕事は先に進まないことが多い。1プラス1が2とばかり言い張っても2にはならないことがしばしばだ。自分の気持ちとどう折り合いをつけていくのが難しい、ストレスフルの毎日である。そこはチームワークや上司を活用してうまく乗り切ること、組織力を生かし、自分も高めていく他はない。こうして、皆、一人前になっていく。

8. 現在にも引き継がれる高い保護率の要因

筑豊における自立助長の阻害要因は、歴史的背景に社会的要因がからみあったと考えられる。歴史的背景とは、もちろん、エネルギー転換政策によるものだ。そして社会的要因は——森山英明氏

(当時・自治労福岡県本部社会福祉評議会副議長)の著した『被保護層の生活問題』(一九七四年(昭和四九年)十月十日号『ジュリスト』)がとても参考になる。森山氏は三点を挙げている。「労働市場」「低賃金」「借金」である。引用したいのだが、長文なので私が要約したものを紹介させていたただく。

「労働市場」石炭合理化政策の遂行で、政府は離職者対策を講じたが、若年労働力の再雇用の傾向が強かった。産炭地振興で筑豊に進出した企業のほとんどは中卒者を採用し、中高齢者の採用は一割前後。県外就職者のほとんどは中年以下で、長年のヤマの重労働や災害で体をそこない傷ついた人、家族をかかえた中年以上の人々は筑豊に残った。この結果、四五年でも筑豊の求職者で中高齢者の占める割合は男で七〇%となっている。

「低賃金」とり残された失業者は、筑豊地域の所得の低下をきたし、一人当たり所得も県平均の五三%程度に過ぎない。加えてこの数字が示すものは、地域の低賃金にあるといえる。この平均賃金を得ている労働者でも、標準世帯における生活保護水準との差はわずかで、家族の医療費がちよつとかさめば、たちまち生活保護受給世帯となつていった。

「借金」福岡県の田川福祉事務所が所管の七二%強にあたる六、〇五三ケースを対象に調査をしたところによると、五二%弱が借金を抱えていた。様々な理由で借金をもった世帯は、永遠に続く利子の拡大再生産の過程に陥り、次第に労働意欲すらも低下していくことになる。

エネルギー転換政策は、炭鉱労働者から仕事を奪っただけでなく、生活や生きる意欲そのものも吸い取っていたのではないか。炭鉱が消滅し、労働市場は中高齢者を受け入れず、ひいてはとり残された失業者で所得の低下をきたし、借金をせずには暮らしが成り立たなくなつていった構図が明確である。

それでは、現在の労働市場はどうなつていのか。

『ハローワーク情報 飯塚』二〇〇九年一月号(平成二〇年一月内容)から主だった数字を拾うと、県内四地域の有効求人倍率は(資料Ⅱ5)のとおり、筑豊は、筑後より〇.〇一ポイント上回つていっているものの、景気後退の影響をうけ、ますます低くなつていっている。明るい材料がない。職業紹介等主要指標の四五歳以上の就職率は五五歳以上ともに筑豊地域は、県平均を上回つてい

〈資料Ⅱ6〉

賃金も同じ資料によると、県平均求人賃金を上回つている職種が二九職種のうち、八職種ある。ちなみに医療技術者(歯科衛生士等)、調理人等、自動車運転の職業、窯業製品製造の職業、ゴム・プラスチック、定置・建設機械運転、土木の職業、その他の労務の職業である。しかし残りの二一職種の求人賃金は県平均以下である。

次に、借金についてである

○福岡県内4地域の有効求人倍率 (H20年11月分)

福岡県	筑豊	北九州	福岡	筑後
0.56	0.54	0.64	0.58	0.53

〈資料＝6〉 ハローワーク情報飯塚 2009年1月号 平成20年11月内容 筑豊地域における職業紹介等主要指標
ハローワーク（飯塚・直方・田川） 公共職業安定所

項目	安定所別		筑豊地域				福岡県				
	実数及び比率		計	前年同月比	内パート	前年同月比	計	前年同月比	内パート	前年同月比	
諸比率	新規求人倍率		0.86	▲0.33	1.81	▲0.12	0.80	▲0.23	1.75	▲0.07	
	有効求人倍率		0.54	▲0.07	1.07	▲0.01	0.56	▲0.17	0.92	▲0.17	
	(就職件数/新規求職者数) %		32.4	▲5.7	48.3	▲2.6	28.7	▲4.3	39.9	0.3	
	就職率	うち45歳～54歳		34.8	▲6.3	-	-	30.4	▲3.3	-	-
		うち55歳以上		26.0	▲6.5	-	-	25.8	▲3.0	-	-
		うち雇用保険受給者		22.0	▲8.9	-	-	22.0	▲1.4	-	-
	中高年齢者の場合		45歳以上	36.3	1.6	45.9	6.8	32.4	0.2	47.2	3.3
(中高者/新規求職者)		55歳以上	20.5	2.6	28.1	6.3	17.2	0.4	29.4	2.4	

資料出所 厚生労働省「総合的雇用情報システム統計」(業務月報様式1及び6)

が、生活保護受給者の借金問題の実態を示す具体的資料はない。しかし、福岡県消費生活センターが「多重債務対策は行政の役割である」として、昨年一〇月、研修会を開催した。多重債務者の増加による悪影響は、一個人の家庭崩壊にとどまらず、地域経済や社会保障制度資金の負担増大につながり、国にとっても大きな損失になる。そのなかの資料として、二〇〇七年度(平成一九年度)県下市町村ごと多重債務者数および借入額を掲載した表が配布された。

筑豊地域の数、金額は、私が思うほど飛び抜けてはいなかった。そこで、県の担当者に尋ねると、この数字には合法的な数字以外、いわゆるヤミ金問題はふくまれていないとのことであった。担当者は次のように語った。「具体的、客観的資料がないので、正確には言えないが、自分の感覚では、筑豊地域は合法的に貸金業として認められていないヤミ、裏世界の貸金業への依存率が高いのではないか。都会ではサラリーマン金融の無人契約機が多数、設置されていて安易に借入可能だが、いなかには人的ネットワークで借入し、生活の一部として根深く浸透して表に出にくいと感じている」。私が保護の現場にいて感じていることと同じである。

森山氏の挙げた三つの社会的要因は、時間の経過とともに、変化はしているけれども、根本的には引き継がれている。

これ以外に、私は第四、第五の社会的要因を挙げたい。「高齢化」と「保護の常態化」である。二〇〇八年(平成二〇年)三月に出された「福岡県保健医療計画」のなかの一三保健医療圏の状

況(1)基本的事項として、管内総人口に占める年齢三区分別人口(年少人口・生産年齢人口・老年人口)が記載されているが、筑豊地域は、年少人口、生産年齢人口は県平均を下回り、六五歳以上の老年人口は県平均を大きく上回っている。生活保護受給世帯の半数近くは、六五歳以上の高齢世帯(単身高齢者含む)である。保護世帯の「高齢化」は全国的にも指摘はされている。

それでは筑豊地域限定の高い保護率の要因はというと、「保護の常態化」と私は考える。貧困が慢性化し固定化していき、筑豊地域はそれが当然のように常態化しているのである。人生のある一時期、生活に困窮し自立の足がかりを求めて生活保護を受給するといった本来のあり方から、逆に生活保護に依存して暮らす層をつくり出すものになっていて、生活保護そのものが自立の阻害要因になっていて、生活保護そのものが高齢化の阻害要因になっているのではないか、と思うのである。

「保護の常態化」を示す一つの指標としての保護の長期化の資料では、毎年、七月一日基準日の「被保護者全国一斉調査(基礎調査)」第一〇表、保護受給期間が参考となる。ただし、平成一七年以降は調査対象から削除されている。平成一六年七月一日現在の旧山田市で数字を挙げると、被保護世帯総数四九一ケース、保護受給期間六ヶ月未満三五ケース、一年未満二四ケース、(後、六ヶ月毎省略するが)一〇(三五ケース)、保護受給期間一〇年以上二五六ケースで、総世帯数の半数以上が一〇年以上、保護が継続している世帯であった。筑豊地域は、どの地域より保護受給期間一〇年以上が半数近くを占めていた。このことは合併後の現在にいたっても、統計資料には数字が挙がって

こないが、引き継がれている事象であると実感している。

生活保護率が高く、保護が長期化すれば、当然のことながら、地域の身近なところで生活保護受給者が多くなる。身近に受給者が多いということは、福祉事務所のみならず、身近に相談しやすい土壌、ネットワークがあり、制度を利用、活用しやすい環境がある。それは地域資源としてプラスの要素ではある。生き抜くためのスキルとしてたくましく法を利用、活用することは権利としてもちろん認められてはいる。が、なんらかの自立が目的であり、義務であることがどこかで置きざりにされていると感じるケースがしばしばあるのも事実だ。年金か手当てを受給する感覚がはびこってはいけないのだが……。

保護の常態化は、保護の長期化、保護の再生産にいきつく。本来、なんらかの自立が目的の生活保護の再生産を繰り返す、これが筑豊地域の生活保護の負の部分、問題の根深さだと思うのである。誤解をしないでいただきたいのは、決して生活保護を受給することが負（マイナス）と言っているのではない。筑豊地域の貧困問題は一時期の一過性のものでなく、保護が常態化し長期化することで、世代を超えて継続していく（世代間連鎖）ケースが少なくないというこの地域の実態から目をそらすことは出来ない。保護の長期化ということは、ただ単に自立の足がかりが得られず保護の状態が長期に継続していくことだけにとどまらず、次世代以降の世帯、具体的には祖父母の世代（世帯）、親の世代（世帯）、子の世代（世帯）と保護が継承

されていることが珍しいことではないのが筑豊の実態である。

9. 合併事務を通して見えたもの

嘉穂南部一市三町が合併した嘉麻市は二〇〇六年（平成一八年）三月二七日に誕生したが、その一年前から新市福祉事務所保護課設置に向けた準備に取り掛かった。人口類似団体の組織・機構、職員定員比較表（筑後市、中間市、合併前の甘木市、嘉麻市）を目にして驚いた。その組織・機構表一覧からは、職員の配置のみならず、それぞれのまちづくりの課題もくつきりと見えてきたからである。A市は環境や教育の、B市は水道局の、C市は農業振興の比重が高く、嘉麻市は保護課にウエイトが置かれる……。保護率が高いので、当然C Wが多数必要となってくる。

同じように言えるのは、一般会計予算の占める生活保護費の割合である。

嘉麻市の一九年度二四三億七七一四万七〇〇〇円のうち、一七%の四二億四三三八万一〇〇〇円を保護費が占める。職員配置も予算も比重が高いことが準備段階からわかった。

県から生活保護事務を移管するとはどういうことだったのか。

旧山田市は福祉事務所の保護係を有していたが、旧三町は福祉事務所設置義務がないため、福岡県嘉穂保健福祉環境事務所がその任務を担ってきた。同じ生活圏、医療圏で生活しながら生活保護法のもとにケースワークを行っているのだが、県と市ではその運用方法に差異があり、一年をかけての

すり合わせ作業や調整が必要であった。

また、C Wの研修の必要性があった。なぜなら、新福祉事務所にC W経験のない旧町職員が配属されることは確実であったからだ。旧山田市の倍近いケース移管、要するに核となる旧山田市の約六〇〇のケース規模に二二〇〇ケースが県から移管される事態を旧山田市C W経験者だけではカバーし切れない現状があった。旧町のC W予定職員のみならず、旧町幹部も未開の地に足を踏み入れることに不安をいだいていることは、十分すぎるくらいわかっていった。その不安を払拭するには、合併前にC Wの専門的な研修をする必要性があった。首長会議にも出席し、C W予定職員の合併前の先行発令、研修の必要性を何度か要請した。

そうした合併作業をおして感じたことは、旧町出身職員に保護行政のDNAが組み込まれていないことだった。町には保護係がなく県が代わりにケースワークを行ってきたのだから当然だが、これは大変重要なことなのだ。

多少大げさかもしれないが、生活保護行政は地自治の根幹である。市民の生活（暮らしの継続）に行政が責任をもち、安定した地域社会をつくるのは私たち福祉事務所の役割であるし、地方公共団体の存在する意味でもある。

合併後、旧二町を担当エリアとして受け持ち、合併当初より市民から寄せられる様々な苦情を含む投書、情報に戸惑いを覚えた。電話に限らず、苦情を寄せた市民に呼ばれ家庭訪問した際よく耳にしたことは、「県は遠い存在だった」。保護者受給者を含む市民にとって、市福祉事務所が身近になった証拠である。

10. 『自律』がひらく未来

少し違和感をお持ちになられるかもしれないが、生活保護の相談をしやすい筑豊は、生き直し、やり直しのしやすい地域とも言える。それを後押しするのが、私たち、福祉事務所の仕事である。

生活保護の目的は、最低生活の保障と自立の助長である。その自立には「経済的自立」のほか、「日常生活の自立」「社会生活への参加」が含まれる。この三つを、私は市民生活を送る上で『自律』と呼びたい。

この『自律』を市民一人ひとりが自分のものとしたとき、筑豊の地域としての自立助長につながるのではないかと思っている。

そこで、私たちが早急に取り組むべきことは、保護の再生産から子ども達の『自律』を促すことだと考えている。

一般的に言われていることが、低学歴の人は就労が不安定になりやすく生活が困窮しがちで、しかも次世代の教育にまで余裕がなく、次世代の学歴もまた低くなるといった悪循環である。つまり「保護の世代間連鎖」である。誤解をしないでいただきたい。すべての保護受給世帯が世代間連鎖をおこなっているのではない。

資料「高等学校進学率の状況」(資料17)を見ていただきたいのだが、被保護世帯の進学率と一般世帯とを比較した場合、10%以上の開きがある。生活保護家庭の子どもの進学率を上げて世帯の自立につなげようと、二〇〇五年度(平成一七年度)から高校教育に関する費用の一部が支給されるようになった。しかし、進学率はその年度を頭打ちに伸び悩んでいる。

(資料=7) 福岡県高等学校等進学率の状況(政令市を含む)

	被保護者(福岡県全体)			
	県全体 進学率	進学率	新卒者数	進学者数
平成12年 (4月)	97.4	79.6	1,047	833
平成13年 (4月)	97.4	77.5	1,091	846
平成14年 (4月)	97.0	76.4	1,110	849
平成15年 (4月)	96.4	81.7	1,033	844
平成16年 (4月)	96.2	82.2	1,107	910
平成17年 (4月)	96.8	85.1	985	838
平成18年 (4月)	96.6	84.5	1,075	909
平成19年 (10月)	96.7	84.3	1,150	969
平成20年 (4月)	96.7	84.0	1,206	1,013

資料：県全体「学校基本調査」の高等学校進学率(調査統計課生活統計第二)
被保護者：各福祉事務所による調査(各年4月、19年度は10月調査)

もある」と教わった。文部科学省の『平成五年度不登校生徒追跡調査報告書(平成一三年)』を文字ではなく資料、グラフにまとめてみた。(資料18)

一見して、不登校生徒の進学率、中退率は、問題なく通学していた生徒と比較して大きな差があることがわかる。また中学卒業五年後の状況も不登校生徒の約四分の一が就労・就学ともにしていない状況であった。もちろん不登校児童生徒のすべてが生活保護受給世帯の子どものではないが、厳しい家庭環境の子どもたちが少なくないのは事実である。実際、成人しても引きこもりがちな被保護者の中に

義務教育はどんな状況なのか。子ども達の現状を尋ねるため筑豊教育事務所の教育相談係を訪ねた。数字が一人歩きしないように、件数としての公表は避けるが、二〇〇七年度(平成一九年度)の不登校出現率は、筑豊管内小学校は県平均の二・二倍であり、中学校は県平均の一・二倍である。

不登校になった理由のうち、「本人に関する問題」、「友人関係をめぐる問題」、「親子関係をめぐる問題」は、筑豊管内・管外とも並ぶが、筑豊管内の理由で目を引いたのが、「学業の不振」である。不登校が継続している理由としてはどこも「無気力」が多いが、筑豊管内では次に「あそび・非行」が続く。

「不登校は心の問題のみならず、進路の問題で

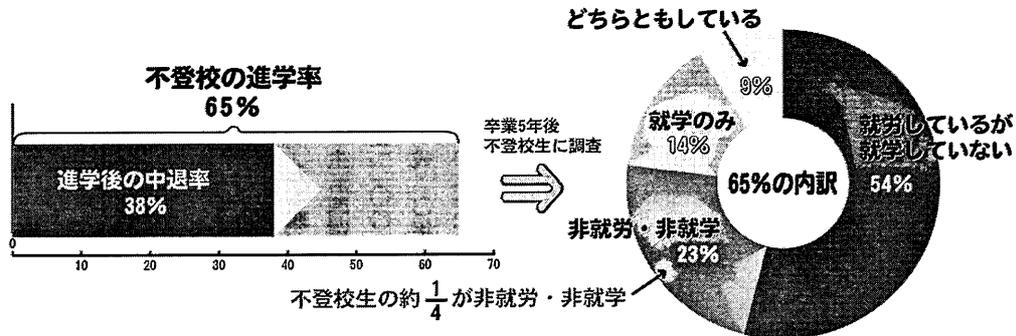
は、義務教育の頃から不登校気味であったケース台帳を目にすることがたびたびある。

このため、義務教育、いや就学前からの取り組みが求められるのだ。家庭の中に、地域の中に、良いモデルがあまりないのではないか。地道に働くことの大切さも、子どもの目で目で体験しなければわかりにくい。

筑豊の子どもたちと他の地域の子どもの違いについて、「筑豊の子どもたちは夢が描けない子どもが多いと感じる」と語る教育関係者がいる。子どもたちが夢を描けるように、学校関係者や関係機関との不登校児童生徒の支援会議を通して私たち福祉事務所の職員に出来ることが明確になった。会議の目的は一つ。不登校児童生徒を元

〈資料= 8〉

☆中学3年時に不登校であった生徒の進学率65%



※文部科学省「平成5年度不登校生徒追跡調査報告書」（平成13年）より

気に登校させることだ。関係機関が持つそれぞれの情報の共有をはかり、役割を分担し、連携を取って支援する。私たちの任務は子を学校に送り出すまでの家庭環境の整備だ。すべてがうまくいっているわけではないが、だれかが関わることで、風通しがよくなりつつある。

最近の成功例を記しておきたい。母も子も障がいをかかえている母子世帯で、子の養育を含め、子を学校に送り出す家庭環境が整っていなかったが、関係機関との支援会議でそれぞれが出来る範囲で力を出し合い、結果的に、不登校は解消された。ひとつ成功例があると、福祉事務所と学校との信頼関係が生まれ、お互いに相談しやすい関係に発展していくのである。

ともかくにも子どもたちを学校に登校させることから始めたい。私たちは、子どもは登校するのが当たり前と思っている。しかし、その当たり前前のができていない家庭もあるのが、この地域の現状だ。登校が継続でき、勉強に興味を湧き、学校や友達づくりの楽しさ、進学することの意味、自分のやりたいことを探し、仕事をするこの意義を知る……そんなことを学校で学んで、生きる力を身につけてほしい。保護の再生産防止対策の一番の特効薬は子どもの『自律』ではないか。

家庭の経済力にかかわらず、子の教育を福祉事務所のみならず、筑豊の各自自治体が率先して保障し、各機関と連携強化するなら、子一人の学力だけでなく、家庭の、そして学校全体、ひいては地域の教育力が向上し、筑豊地域の総合力が増していくに違いないと思うのである。

11. おわりに

自分の仕事に、私は誇りを持っている。人とひとや、生活保護法と諸法さらに、人と地域を結びつける尊い仕事をしていると信じている。

この報告文を作成するにあたっては、退行後や土・日曜日に頭をひねってきた。その間も家族のいない単身入院ケースの危篤の連絡を受けて病院を往復したり、亡くなった方を見送ったりしてきた。私も生身の人間なので、思うように進まない報告文の作成時間が削られると心穏やかではなかったのは事実だ。けれども本人の顔を見ると不思議に、波打っていた気持ちが静まるのである。

先日の夜もこんなことがあった。高齢ケースの緊急搬送後の検査の同意のため、救急医より呼び出しを受けた。確かに肉体的疲労はあるのだが、当の本人が私の顔を見るや「まだ仕事をしているのか。こんなにおおげさなことになって、すまなかったのう」と。こちらの顔が引きつっていたのだろうか。この言葉を聞いて私の肩の力が抜けた。ケースの引き起こす事象、事態に理解しがたいものがあったり、腹がたつこと、裏切られたりするときもあるが、たぶん私はこの仕事が好きなのだ。

今回のこの大きなテーマは、合併前から課題にしている、多方面の方々に助言をいただき、貴重な資料を貸してもらった。また、資料作成を手伝ってくださった方もいて、（実際にはこちらの迫力に負けて、手伝わざるをえなかったか）本当に皆さんの協力を感謝しながら、これからも二つと同じものはない、たくさんのお話を語って、地域と生活保護受給者、CWとの橋渡しができれば

と願っている。

参考資料

- ・ 二〇〇八年度生活保護手帳
- ・ 『生活と福祉』二〇〇七・九月号「自立支援におけるケースワーカーの役割」
- ・ 『生活と福祉』二〇〇八・六月号「現代の貧困について」
- ・ 『山田町誌』
- ・ 『山田市誌』
- ・ 『ジュリスト臨時増刊号』一九七四・一〇・一〇（五七二号）「被保護層の生活問題」
- ・ 「ハローワーク情報 飯塚」二〇〇九年一月号
- ・ 「福岡県保健医療計画」平成二〇〇九年三月
- ・ 『福岡県田川福祉事務所四〇年史』H八・三・三一発行 田川地区社会福祉研究会

生活保護速報

平成20年11月

福岡県福祉労働部保護・援護課

市町村名	世帯数	被保護者数	保護率(%)	平成19年11月		前年同月比		介護扶助人員		医療扶助人員		開歴状況		保護費総額(千円)	生活保護費削減額(千円)	生活保護費削減率(%)		
				被保護者数	被保護者数	被保護者数	被保護者数	総数	施設	在宅	総数	入院	入院外				閉居	停止
大田原市	2,835	3,962	31.0	2,814	3,957	100.7	99.4	417	68	349	3,702	583	3,119	17	20	583,453	6,709	363,564
大田原市	1,061	1,484	29.9	1,029	1,441	103.1	103.0	225	39	186	1,353	132	1,221	13	3	202,396	3,445	118,762
大田原市	4,152	6,312	47.7	4,017	6,079	103.4	103.8	742	140	602	4,809	454	4,355	30	24	780,593	13,762	444,471
柳井市	1,762	2,508	49.6	1,744	2,493	101.0	100.6	472	51	421	2,196	221	1,975	12	12	329,700	7,705	184,162
柳井市	623	978	13.4	600	963	103.8	101.6	111	32	79	756	101	655	2	4	123,977	2,932	77,617
大田原市	234	309	7.3	219	299	106.8	103.3	54	9	45	234	37	197	2	3	50,590	1,417	32,793
大田原市	140	178	3.7	147	190	95.2	93.7	28	8	20	153	28	125	3	2	31,166	898	21,501
大田原市	194	266	6.9	183	258	106.0	100.7	41	12	29	214	28	187	1	2	41,257	1,854	26,258
大田原市	1,013	1,388	19.8	1,013	1,314	105.9	105.6	159	42	117	1,194	104	1,090	8	6	198,991	2,820	115,991
大田原市	178	235	8.5	173	224	102.9	104.9	25	7	18	202	40	162	2	2	34,943	515	24,092
大田原市	990	1,447	31.7	965	1,458	100.5	99.2	146	26	120	1,329	122	1,207	8	4	186,472	2,119	106,445
大田原市	115	145	2.5	113	145	101.8	100.0	14	17	4	110	35	75	5	0	24,097	533	17,062
大田原市	698	997	10.1	688	990	101.5	101.2	49	10	32	728	82	646	8	6	138,367	3,763	74,223
大田原市	628	1,001	9.3	618	989	101.6	101.2	15	15	83	816	84	732	9	15	139,764	2,061	80,223
大田原市	523	740	9.8	508	881	103.8	104.4	81	28	53	692	75	597	9	9	119,579	3,504	80,052
大田原市	277	387	5.4	255	330	108.6	100.5	57	21	36	645	82	563	6	6	115,287	1,513	74,482
大田原市	313	466	6.4	308	433	103.2	100.7	39	20	19	301	36	265	3	3	56,699	2,497	32,416
大田原市	395	579	10.2	398	566	99.2	97.1	60	14	46	509	70	439	7	3	75,364	1,284	41,842
大田原市	332	531	9.6	333	466	105.7	109.3	44	11	33	427	76	351	5	5	83,559	840	54,820
大田原市	247	383	11.8	242	371	102.1	103.2	7	7	3	42	44	271	1	2	48,222	588	30,790
大田原市	837	1,205	39.2	821	1,216	101.9	99.1	26	26	215	1,093	148	945	7	5	170,542	4,124	107,559
大田原市	1,806	2,833	63.5	1,781	2,807	101.4	100.9	401	84	317	2,547	486	2,061	18	16	342,144	6,361	203,354
大田原市	289	409	9.7	300	435	96.3	94.0	15	15	29	344	70	274	0	1	59,452	866	41,425
大田原市	20,589	30,078	18.5	20,149	29,586	102.2	101.7	363	754	2,929	25,412	3,274	22,138	186	159	4,082,914	74,747	2,435,182
大田原市	280	511	10.6	255	467	109.8	109.4	5	5	38	457	31	426	0	3	67,415	1,005	37,056
大田原市	2,149	3,401	16.3	2,092	3,339	102.7	101.9	340	92	248	3,103	292	2,811	30	16	484,283	9,557	288,763
大田原市	138	218	6.8	133	202	103.8	107.9	25	9	16	178	16	162	2	0	27,937	225	19,430
大田原市	1,788	2,674	27.5	1,773	2,654	100.8	99.6	41	23	18	221	36	185	6	3	36,580	1,283	24,782
大田原市	817	1,193	44.6	817	1,192	100.0	100.1	145	22	241	2,429	201	2,228	16	8	385,345	4,824	211,271
大田原市	377	548	40.4	371	548	101.6	100.6	68	13	53	497	39	468	2	7	180,628	2,963	100,425
大田原市	5,885	9,508	108.7	5,739	9,438	102.2	100.7	169	13	145	8,258	435	7,823	41	4	73,190	1,352	49,675
大田原市	86	139	4.7	81	135	106.2	103.0	5	5	118	118	15	103	3	31	1,056,876	28,429	576,872
大田原市	302	425	8.6	281	403	107.5	105.5	63	12	51	379	50	329	7	2	18,042	466	11,718
大田原市	1,977	2,201	23.9	1,980	2,188	102.0	100.6	228	51	177	2,013	152	1,861	13	8	282,586	1,419	151,492
大田原市	13,349	21,098	29.4	13,082	20,822	102.2	101.3	466	122	2,428	18,718	1,931	17,387	127	82	2,618,934	56,122	1,512,582
大田原市	33,948	51,176	15.8	33,211	50,408	102.2	101.5	657	142	5,387	44,130	4,605	39,525	313	241	6,701,848	130,895	3,947,764
大田原市	12,144	18,551	20.2	12,093	17,745	110.9	113.1	431	258	2,580	13,680	1,464	12,216	167	104	2,657,091	45,112	1,540,111
大田原市	20,170	28,796	13.4	19,223	27,483	104.9	104.9	348	53	297	23,122	2,159	20,963	374	245	4,589,010	80,473	2,526,288
大田原市	2,962	4,081	13.4	2,785	3,884	106.4	105.6	808	74	354	3,549	354	3,195	36	19	689,405	17,733	378,150
大田原市	69,224	99,604	19.7	66,170	95,480	104.6	104.3	2,288	74	11,358	84,849	8,612	75,879	890	609	14,637,354	274,213	8,389,313
大田原市	1,124,855	1,580,990	12.2	1,092,757	1,527,922	102.9	102.2	37,193	3,718	153,928	1,264,829	125,132	1,139,497	17,684	14,009	219,703,501	4,486,424	110,437,656

注1. 保護率 = 被保護者数 / 全人口 × 100
 注2. 保護率算出の人口は平成19年10月1日現在の福岡県人口推計
 注3. 生活保護費総額は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助(基金払いを含む)、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、施設運営費の合計額
 注4. 保護費削減額は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助(基金払いを含む)、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、施設運営費の合計額
 注5. 「生活保護費削減額」欄の全国データは、医療扶助費総額をそれぞれ計上
 注6. 「平成19年11月」欄の「うち、19年11月以降に市町村合併した市町村」は構成旧市町村の同月データ合算値を、合併した町村を管轄していた保健福祉事務所のデータは当該町村の同月データを除く数値をそれぞれ計上
 注7. 「平成19年11月」欄の全国データは、平成19年5月分を計上

世帯類型	種別	世帯数	達成率(%)
高齢世帯	種別	15,344	49.3
母子世帯	種別	2,894	8.5
障害世帯	種別	2,931	8.7
その他世帯	種別	7,381	21.8
計	種別	53,265	15.7
	種別	33,865	100.0

生活保護速報

平成10年11月

福岡県保健福祉部監査保護課

「速報と生活実態」一冊を画し、やり直しを後押しする生活実態の現場から

福祉	市名	被世帯数	被保護者数	保護率(%)	平成9年11月		前年同月比		医療扶助人員		開廃状況		保護費総額(千円)	生活保護診療報酬決定額(千円)			
					被世帯数	被保護者数	被世帯数	被保護者数	入院	入院外	開始	廃止					
福岡	福岡市	2,266	3,359	23.5	2,251	3,387	101.6	99.8	2,803	553	341	2,250	45	35	17	517,702	346,391
	北九州市	1,323	1,813	7.7	1,242	1,729	106.5	98.4	1,414	320	189	1,094	36	16	21	301,061	198,581
	大分県	885	1,360	22.3	899	1,382	98.4	98.4	1,093	186	115	907	22	7	6	201,100	129,103
	熊本県	1,802	2,806	34.1	1,756	2,749	102.6	102.1	2,129	284	145	1,845	42	18	13	392,484	237,819
	山形県	1,179	1,663	29.8	1,127	1,601	104.6	103.9	1,296	293	110	1,003	21	16	8	269,230	181,862
	山形県	146	230	3.4	139	223	103.0	103.1	171	50	30	121	1	4	3	35,039	24,984
	山形県	496	737	60.0	485	714	103.2	103.2	685	237	72	448	6	4	3	105,932	74,054
	山形県	97	135	3.2	103	151	94.2	88.4	118	30	24	88	5	0	2	21,410	15,563
	山形県	97	137	3.4	99	155	98.0	88.4	106	23	12	83	5	4	0	21,679	14,729
	山形県	133	189	4.1	125	179	106.4	105.0	147	46	31	101	12	2	0	35,111	27,552
	山形県	138	222	5.2	135	214	103.7	103.7	165	48	36	117	9	8	2	29,389	20,723
	山形県	800	1,281	18.6	738	1,165	108.4	110.0	839	137	10	702	5	5	7	181,149	113,449
	山形県	190	239	8.1	189	247	100.5	96.8	207	83	67	124	7	2	3	45,118	34,413
	山形県	851	1,407	28.7	852	1,417	99.9	99.3	1,107	145	104	962	16	10	2	181,055	106,661
	山形県	100	154	2.9	107	162	93.5	95.1	119	35	33	84	3	2	1	22,236	15,669
	山形県	374	583	6.7	369	614	101.4	95.0	387	75	38	312	5	7	7	85,891	53,797
	山形県	384	676	6.7	329	559	116.7	120.9	421	84	39	337	11	12	8	88,321	47,201
	山形県	379	594	6.9	367	589	103.3	100.8	464	124	71	340	8	22	6	90,872	58,467
	山形県	310	461	5.8	304	443	102.0	104.1	474	74	44	296	5	4	3	70,837	46,832
	山形県	204	282	4.3	196	260	104.1	108.5	199	56	44	143	9	8	9	42,029	27,337
	山形県	232	340	5.6	211	316	110.0	107.6	230	103	103	187	7	7	1	69,808	54,597
	山形県	271	419	7.8	264	425	102.7	98.6	326	56	38	270	8	10	4	59,885	36,325
	山形県	12,677	19,086	12.4	12,287	18,661	103.2	102.3	14,856	3,042	1,679	11,814	291	194	124	2,868,459	1,866,107
	山形県	285	456	6.0	240	401	103.4	113.7	357	84	72	273	12	7	5	66,174	44,642
	山形県	1,878	3,019	11.9	1,833	2,989	102.5	101.0	2,473	605	412	1,868	46	23	30	487,806	331,335
	山形県	1,501	2,322	24.1	1,528	2,416	98.2	96.1	1,862	275	158	1,587	39	4	8	345,997	216,207
	山形県	1,687	2,662	43.0	1,728	2,776	97.6	95.9	2,183	372	214	1,811	49	5	10	376,632	250,887
	山形県	2,504	4,013	36.8	2,496	4,004	100.3	100.2	3,152	479	285	2,573	65	21	23	534,940	346,943
	山形県	530	851	6.1	529	855	100.2	99.5	692	157	116	535	27	2	3	121,483	86,843
	山形県	888	1,120	8.8	702	1,160	98.0	96.6	872	180	120	692	17	4	4	143,548	96,079
	山形県	235	357	6.1	244	382	96.3	93.5	285	63	52	222	9	2	1	47,565	33,115
	山形県	4,503	8,160	85.5	4,409	8,045	102.1	101.4	6,128	760	383	5,368	97	39	32	897,854	516,888
	山形県	1,099	1,794	18.4	1,096	1,805	100.3	99.4	1,358	230	147	1,128	25	10	10	228,717	141,420
	山形県	14,990	24,754	22.2	14,805	24,833	100.6	99.7	19,362	3,205	1,959	16,157	386	118	127	3,250,715	2,066,359
	山形県	27,567	43,840	16.5	27,092	43,494	101.8	100.8	34,218	6,247	3,638	27,971	677	312	251	6,119,175	3,932,467
	山形県	10,170	13,385	13.2	10,441	13,948	97.4	96.0	11,817	2,036	978	9,781	91	123	137	2,463,311	1,543,438
	山形県	13,126	19,732	15.1	12,832	19,207	103.9	102.7	16,340	2,533	639	12,807	164	230	193	3,257,940	2,027,458
	山形県	50,863	76,967	15.5	50,165	76,649	101.4	100.4	10,816	5,526	50,559	932	665	581	81	11,840,426	7,503,663
	山形県	644,605	924,345	7.3	621,445	898,560	103.7	102.9	732,126	129,561	74,980	602,565	17,239	15,036	14,213	152,348,248	83,319,683

厚生省報告例
 全国生活保護速報
 生活保護費総額状況報告書
 生活保護費診療報酬決定特

注1. 保護率 = 被保護人数 ÷ 全人口 × 1,000

注2. 保護率算出の人口は平成9年10月1日現在の福岡県人口推計

注3. 「平成9年11月」欄の全国データについては、平成9年3月分を計上

注4. 生活保護診療報酬決定額は10月診療12月決定分

注5. 医療費総額は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助(基金払い含む)、住居扶助、産産扶助、養育扶助、療養扶助、施設療養費の合計額

注6. 「生活保護診療報酬決定額」欄の全国データについては、医療扶助費総額を計上

世帯類型	福岡県(世帯)	構成比(%)
高層	12,717	46.2
母子	2,450	8.9
傷病・障害	9,675	35.2
その他	2,682	9.7
計	27,524	—